河合委員からの質問及び回答①

資料２－３－３

|  |
| --- |
| [施策名]  Ⅰ４（3）特別の教育課程による日本語指導推進事業  [上記資料のページ番号]  　p.32 |
| [質問内容]  小中学校での渡日生徒への日本語指導は、これまで国による制度的な枠組みが未整備であることから、各自治体や学校にその実施が任されてきた面が強く、さらには地域のボランティアや教員個人の努力に頼ってきた面が強い。  　本事業は、ＤＬＡの普及も含め、こうした状況を改善していくために、非常に重要なものだと考える。  　本事業は大阪府においては今年度はじめて実施されたものと理解しているが、今後の見通しについてお聞きしたい。 |
| [回答]  本事業については、国が法改正をおこない日本語指導を「特別の教育課程」とすることを可能にしたことを受けて、「特別の教育課程」による日本語指導について、モデル市で実践研究していただき、その成果を実践事例集としてまとめ府内の小中学校へ配付することで、府全体の日本語指導の充実を図ることを目的にしております。  次年度は、この事例集の活用・普及を行う等、日本語指導が必要な児童生徒の支援を進めてまいります。 |